


株式会社松本コンサルタントを認定！

徳島県内
第24号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第24号として、株式会社松本コンサルタントを平成25年5月16日付けて認定しました。

 徳島労働局で認定通知書交付式を行いました



平成25年6月5日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける株式会社松本コンサルタントの松本代表取締役（右）



次世代認定マーク「くるみん」

株式会社松本コンサルタントの取組の概要

1 行動計画の期間

平成22年10月1日～平成25年4月30日までの2年7か月

2 行動計画の目標

- ① 会社の育児休業制度、両立支援の取組を全社員に周知する
- ② 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進を図る
- ③ 所定外労働の削減を徹底する
- ④ 年次有給休暇取得の促進を図る

3 取組結果

- ① 両立支援に関する制度について、平成22年10月のリーダー会で各リーダーに周知し、リーダーから全社員に周知を行った。また、社内のグループウェアに掲載し、制度について常時閲覧可能な状態にしている。
- ② 平成25年4月に就業規則を改正し、配偶者が出産するときの特別休暇を2日から5日へ変更した。
- ③ 平成22年10月のリーダー会で「ノー残業デー」運用規程の説明を行い、実施の徹底について周知を行った。規程については社内のグループウェアに掲載し、常時閲覧可能な状態にしている。
- ④ 平成22年10月のリーダー会で年次有給休暇の取得について説明を行った。社内グループウェアで呼びかけるとともに、啓発用のポスターを社内に掲示し、取得促進を図った。

4 その他の先進的取組

- ① 育児休業をした期間について、退職金の算定に当たっては勤務したものとみなし勤続年数を計算している。
- ② 子の看護休暇をした期間について、給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては通常の勤務をしたものとみなしている。
- ③ 育児短時間勤務を取得した期間について、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、通常の勤務をしているものとみなしている。